

### 第3次城陽市人権教育・啓発推進計画の策定について

#### 1 策定の趣旨

本市では、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を構築することを目標に、様々な取組を行っております。

平成18年に城陽市行動計画を継承・発展させる形で策定した城陽市人権教育・啓発推進計画に基づき、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めているところです。

現在の第2次城陽市人権教育・啓発推進計画は平成28年度から令和7年度を計画期間としているため、人権問題に関する状況の変化に適切に対応しつつ施策を引き続き計画的に進めるため、令和7年度に第3次城陽市人権教育・啓発推進計画の策定を行うものです。

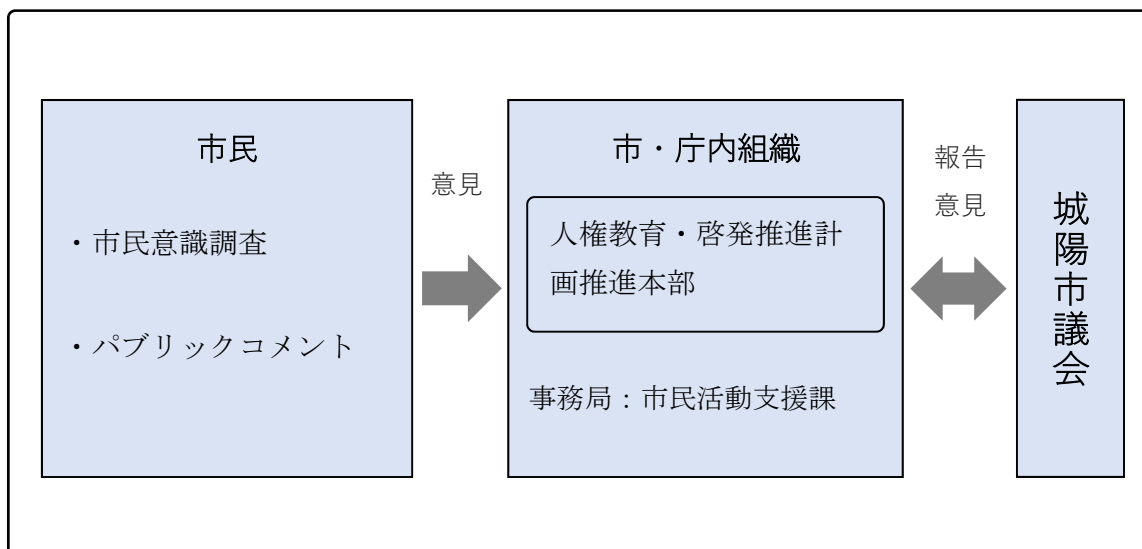
#### 2 位置づけ

本計画は、人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、本市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもので、城陽市総合計画、山背五里五里のまち創生総合戦略と連携した計画として位置づけています。

### 3 策定体制

国や京都府の動向を踏まえ、市民意識調査やパブリックコメントを通して、市民などからのご意見をいただき策定を進めます。

<イメージ図>



### 4 策定スケジュール

|       |        |                                      |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 令和6年度 | 2月     | <u>市議会への報告（策定の趣旨、スケジュール等）</u>        |
| 令和7年度 | 4月～5月  | 現行計画の成果と課題の分析                        |
|       | 5月～9月  | 市民意識調査の内容検討及び実施                      |
|       | 9月～11月 | 原案の作成                                |
|       | 12月    | <u>市議会への報告（市民意識調査結果と原案の報告）</u>       |
|       | 12月～1月 | 原案に対するパブリックコメントの実施                   |
|       | 2月～3月  | <u>市議会への報告（パブリックコメント結果と計画（案）の報告）</u> |
|       | 3月     | 計画策定                                 |